

議案第119号

指定管理者の指定について

上越市駐車場条例（平成10年上越市条例第7号）第7条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
上越市大手町駐車場 上越市高田駅前立体駐輪 駐車場	上越市本町3丁目2番18号 上越市本町三丁目商店街振興組合 代表理事 梶川 信之	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第120号

指定管理者の指定について

上越市月影の郷条例（平成16年上越市条例第63号）第7条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
月影の郷	上越市浦川原区横住 410 番地 月影の郷運営委員会 会長 横尾 修一	令和6年4月 1日から 令和9年3月31日まで

議案第121号

指定管理者の指定について

上越市安塚地域産業振興施設条例（平成16年上越市条例第114号）第7条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
雪だるま物産館	上越市安塚区樽田140番地 手づくり百人協同組合 代表理事 増野 いつ子	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第122号

指定管理者の指定について

上越市安塚地域産業振興施設条例（平成16年上越市条例第114号）第7条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
樽田そば処	上越市安塚区樽田156番地 農事組合法人ながくら 代表 松野 健一	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第123号

指定管理者の指定について

上越市くびき食彩工房条例（平成16年上越市条例第127号）第7条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
くびき食彩工房	上越市頸城区松橋315番地 特定非営利活動法人くびき来夢ネット 理事長 久保田 幸子	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第124号

指定管理者の指定について

上越市農村地区多目的集会所条例（平成16年上越市条例第145号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
中ノ俣地区多目的研修センター	上越市大字中ノ俣290番地 中ノ俣町内会 会長 石倉 廣司	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第125号

指定管理者の指定について

上越市農村地区多目的集会所条例（平成16年上越市条例第145号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
岩木多目的研修センター	上越市大字山屋敷71番地 岩木多目的研修センター管理運営協議会 会長 佐藤 昭夫	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第126号

指定管理者の指定について

上越市農村地区多目的集会所条例（平成16年上越市条例第145号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
田園多目的研修センター	上越市田園76番地 田園町内会 会長 小林 徳増	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第127号

指定管理者の指定について

上越市農村地区多目的集会所条例（平成16年上越市条例第145号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
大島生活改善センター	上越市大島区仁上 6057 番地 大島地区振興協議会 会長 早川 丈夫	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第128号

指定管理者の指定について

上越市農村地区多目的集会所条例（平成16年上越市条例第145号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中 川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
大島旭農村環境改善センター	上越市大島区田麦 1703 番地 旭地区協議会 会長 山岸 久雄	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第129号

指定管理者の指定について

上越市農村地区多目的集会所条例（平成16年上越市条例第145号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
菖蒲農村環境改善センター	上越市大島区菖蒲875番地 菖蒲地区振興協議会 会長 飯田 英人	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第130号

指定管理者の指定について

上越市農村地区多目的集会所条例（平成16年上越市条例第145号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
大島若者交流会館	上越市大島区大平170番地 保倉地区振興協議会 会長 岩野 高正	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第131号

指定管理者の指定について

上越市市民の森条例（平成14年上越市条例第2号）第8条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
くわどり市民の森	上越市大字増沢962番地1 特定非営利活動法人かみえちご山里 ファン倶楽部 理事長 石川 正一	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第132号

指定管理者の指定について

上越市菖蒲高原緑地休養広場条例（平成16年上越市条例第119号）第7条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
菖蒲高原緑地休養広場	上越市大島区菖蒲 2962 番地 1 菖蒲高原管理運営組合 組合長 飯田 勝治	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第133号

指定管理者の指定について

ワークパル上越条例（平成7年上越市条例第24号）第8条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
ワークパル上越	上越市下門前477番地 公益財団法人上越勤労者福祉サービスセンター 理事長 羽深 浩一	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第134号

指定管理者の指定について

上越市大島やまざくら条例（平成16年上越市条例第42号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
大島やまざくら	上越市大島区大平 3874 番地 1 有限会社やまざくら 代表取締役 飯田 多津子	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第135号

指定管理者の指定について

上越人材ハイスクール条例（平成17年上越市条例第89号）第7条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
上越人材ハイスクール	上越市高土町3丁目1番15号 職業訓練法人上越職業訓練協会 会長 本山 秀樹	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第136号

指定管理者の指定について

上越市五智歴史の里会館条例（平成18年上越市条例第64号）第7条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
上越市五智歴史の里会館	上越市国府1丁目18番28号 五智歴史の里協議会 会長 花ヶ前 盛明	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第137号

指定管理者の指定について

上越市都市公園条例（昭和46年上越市条例第28号）第31条、上越市体育施設条例（昭和46年上越市条例第125号）第6条、上越市総合体育館条例（昭和54年上越市条例第36号）第7条、上越勤労身体障害者体育館条例（昭和54年上越市条例第37号）第6条、上越市藤野野球場条例（昭和56年上越市条例第29号）第6条及び上越市高田スポーツセンター条例（平成元年上越市条例第42号）第7条の規定により、別紙のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中 川 幹 太

別紙

施設の名称	指定管理者	指定の期間
高田城址公園野球場 高田城址公園陸上競技場 高田城址公園庭球場 高田城址公園弓道場 スポーツ公園多目的運動広場 スポーツ公園庭球場 スポーツ公園野球場 上越市びょうぶ谷野球場 上越市今泉スポーツ広場野球場 上越市今泉スポーツ広場多目的 広場 上越市少年野球場 上越総合運動公園テニスコ ート・クラブハウス 上越市教育プラザ体育館 上越市総合体育館 上越勤労身体障害者体育館 上越市藤野野球場 上越市高田スポーツセンター	上越市木田1丁目17番33号 一般財団法人上越市スポーツ 協会 会長 木浦 正幸	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

上越市都市公園条例（昭和46年上越市条例第28号）第31条、上越市体育施設条例（昭和46年上越市条例第125号）第6条及び上越市柿崎総合体育館条例（平成16年上越市条例第140号）第7条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
柿崎総合運動公園野球場 柿崎総合運動公園グラウンド 柿崎総合運動公園人工芝グラウンド 上越市柿崎屋内水泳プール 上越市柿崎総合体育館	東京都渋谷区東1丁目26番 20号 新東産業株式会社 代表取締役 小出 修一	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第139号

指定管理者の指定について

上越市立オールシーズンプール条例（昭和51年上越市条例第27号）第7条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
上越市立オールシーズンプール	新潟市中央区上大川前通九番町 1268番地2 株式会社新潟ビルサービス 代表取締役 鈴木 英介	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで